

11月児童虐待防止推進月間

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。（平成16年度から実施）

身体的虐待



殴る・蹴る・叩く・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせる等

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする等



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等

児童虐待とは？



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）等

※「児童虐待防止法」により、
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、
市や児童相談所などに通告することが義務付けられています。
市・児童相談所では、学校などの集団において、お子様に心配な様子が見られた場合（疑い含む）、下記通告窓口に連絡することを要請しています。



県南児童相談所

0282-24-6121

小山市子育て家庭支援課

0285-22-9626



通告・相談先



児童相談所虐待対応ダイヤル

189（いちはやく）



警察

110



【引用・参考文献】

こども家庭庁「児童虐待防止対策」
文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」
磯谷文明他、「実務コンメンタル児童福祉法・児童虐待防止法」、有斐閣、令和2年12月初版

【チラシ作成元】

令和5年9月 小山市子育て家庭支援課